［略］						
4	カウンターパーティ信用リスク					
5		うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分				
［項を削る。］						
［略］						

注

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

［ａ・ｂ　略］

ｃ　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に８パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

［ｄ～ｊ　略］

ｋ　項番５「カウンターパーティ信用リスク　うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

１　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号。第十四面において「平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号」という。）附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番５と項番６との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

［ｍ～ｐｐ　略］

［（第二面）～（第六面）　略］

（第七面）

［表略］

注

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

［同左］						
4	カウンターパーティ信用リスク					
5－1		うち、カレント・エクスポージャー方式適用分				
5－2		うち、標準方式適用分				
［同左］						

注

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に８パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

［ｄ～ｊ　同左］

ｋ　項番５－１「カウンターパーティ信用リスク　うち、カレント・エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

１　項番５－２「カウンターパーティ信用リスク　うち、標準方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十八条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

［ｍ～ｐｐ　同左］

［（第二面）～（第六面）　同左］

（第七面）

［同左］

注

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。